

要 望 書

平成 23 年の東日本大震災、昨年「再生可能エネルギー利用促進法」の施行を契機として、木質バイオマスを取り巻く環境は大きな転換点を迎えている。

さらに、平成 25 年は、国の内外を問わず、地球温暖化の影響と考えられる自然災害が猛威を振るった年である。度重なる超大型台風の襲来、大規模な竜巻の発生など、いずれも大きな被害をもたらした。

ポーランドで開催された COP19 では、フィリピン政府の代表がその惨劇を語り、温暖化対策の必要性を強く訴えたところである。その会議では、2020 年以降の温室効果ガスの削減目標について、2015 年 3 月までに各国が自主的な削減目標を示すことが確認された。このことは、とりもなおさず実効性ある対策が改めて問われることでもある。

原子力によるエネルギー供給が難しい局面を迎えた今、その代替エネルギーとして、バイオマス等再生可能エネルギーの活用がますます重要性を増している。そうした中で、当連合会は「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に基づく木質バイオマス証明の認定団体として、現在 25 事業所の認定を行い、適切なサーマル燃料の供給に努めているところである。しかしながら、未利用の廃木材を、サーマル、マテリアルを問わず貴重なバイオマス資源として多岐にわたり安定的に活用していくためには、まだ多くの課題が残されている。

そこで、当連合会会員の力を結集し、これらの課題を乗り越えて持続可能な循環型社会を構築するため、別添の事項について強く要望いたします。

これらの事項は、災害時の対応、今後の我が国の成長にとって、大切な課題であり、早期に実現できますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成 25 年 12 月 25 日

農林水産大臣 林 芳正 様

経済産業大臣 茂木 敏充 様

国土交通大臣 太田 昭宏 様

環境大臣 石原 伸晃 様

自民党再生可能エネルギー・省エネ関係団体連絡協議会会長

山本 拓 様

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 鈴木 隆

環境省

○ 廃棄物の種類について

産業廃棄物は多様な排出元から多種類発生するが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の種類を確定するには依然として不透明な部分もある。

そこで、排出実態を検証し、特にリサイクルが確実な廃棄物について廃棄物の区分を見直すなど、不透明な部分の改善を検討されたい。

○ 災害時の対応について

1. 東日本大震災における仮設住宅を撤去する際に発生する廃木材について、これらを再生資源として活用できるよう、すべて産業廃棄物として扱えるように法の運用を図るとともに、民間活力を最大限活用できるよう支援策を講じられたい。

2. 原発事故の影響が懸念される未利用木材のうち問題のないものは風評等に影響されず、リサイクルが円滑に進むよう、基準の運用の徹底と、除染技術の開発、除染後の残渣物の処分方法の確立に努められたい。

3. 大地震、超大型台風など自然災害の脅威が増しており、災害時における廃木材の円滑な処理が効率的な復興を図るうえで課題となっている。その際、広く民間の力を活用することが求められており、そのための保管場の確保など、最大限リサイクルできるような運用を図られたい。

○ 外国人研修生の受け入れについて

我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の技術者に周知するため、国の研究機関等で海外からの研修生を受け入れる場合、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

○ バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化について

1. 「再エネ法」に基づくバイオマス発電利用の事業者認定を取得する目的で、施設能力に変更なく保管施設を改造する場合、手続きの簡略化に配慮願いたい。

2. 木質チップのバイオマス発電利用の安定化を図るため、原料木くず及び製品木質チップの保管基準を現実的な範囲で緩和されたい。

○ 産業廃棄物管理責任者制度の拡充について

本来、委託契約書やマニフェストの当事者である産業廃棄物排出事業者が、委託契約書やマニフェスト等を適正に取り扱えるよう、特別管理産業廃棄物だけでなく、産業廃棄物管理責任者制度を、通常の産業廃棄物まで拡充することを検討されたい。

○ 無許可処理業者の排除について

設置許可不要の小規模施設による廃棄物の処理が、リサイクルを阻害する大きな要因になっている。これらの実態を把握するとともに、設置許可要件を拡大する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

経済産業省

○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

1. 平成24年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行されたが、今後のエネルギー需要を推進する上で木質バイオマスエネルギーは、天候等に左右されず24時間供給が可能なことから大いに推奨すべきと考える。

この制度の推進に当たり、未利用資源の林地残材の活用を優先し、建設系等の廃木材については、既存用途における供給量逼迫や市況高騰が起こらないような制度設計の下に有効活用出来る措置を講じられたい。

2. 当面すぐにまとまった量が供給可能な果樹園、公園等の剪定枝等が、制度上一般木材として認定されないために混乱が生じ、制度創設の効果が薄らぐことのないよう、現実に即した法運用を図られたい。

○ 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付について

木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

○ 外国人研修生の受け入れについて

我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の技術者に周知するため、国の研究機関等で海外からの研修生を受け入れる場合、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

農林水産省(林野庁)

○ 「再エネ法」に基づく木質バイオマス発電事業への利用推進について

1. バイオマス発電事業者への燃料供給事業者に商社が介在する場合であっても、その燃料の由来を正確に把握している木質チップメーカーが証明書を発行するよう制度を統一されたい。

2. 製材残材の由来証明は、現実的に困難であり、その趣旨から、製材工場等が建設系でないことを証明すれば事足りるよう、手続きを簡素化されたい。

3. 当面すぐにまとまった量が供給可能な果樹園、公園等の剪定枝等が、制度上一般木材として認定されないために混乱が生じ、制度創設の効果が薄らぐことのないよう、現実に応じた法運用を図られたい。

4. 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

5. 当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施していくが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化など、国が直接関わるチェック体制を整備されたい。

○ 木質チップの品質確保について

「再エネ法」に基づく固定価格買取制度の施行に伴い、木質チップの統一的な品質規格が求められている。その品質確保のために、寸法、成分はもとより有害物質等の基準についても対応が求められており、その際の負担を軽減するため、設備投資や検査費用の助成等、支援策を講じられたい。

○ 森林整備等の補助金について

森林の再生において健全な森林を育成することは大変重要な課題であり、今後、新たな産業としても有望視されていることから、国や県からの補助金等は有効に広く利用されるよう施策を講じられたい。

また、新たな取り組みに当たっては、健全な企業経営に至るまでには相当な試行と経験を要することになるため、補助金等の金額においてもフレキシブルに見直しを図られるよう施策を講じられたい。

国土交通省

○ 「再エネ法」施行に伴う建設系廃木材の活用について

「再エネ法」の施行に伴い、従来建設系廃木材を利用していたバイオマス発電事業者が、固定価格買取制度の対象燃料に移行して、廃材系チップの流通が阻害されることのないよう、十分に監視、指導されたい。

○ C C A処理木材の取り扱いについて

建設現場等から発生するC C A処理木材については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることから、廃棄物処理法に基づき濃度に応じて適正な焼却又は埋立処分等の措置が必要となる。

C C A処理木材の適正な取り扱いについて、関係省庁と連携を図りながら建設工事関係者への周知を図られたい。

○ 建設工事及び建設業の種類追加について

解体工事中の事故、廃棄物の不適正事例等が近年多発していることから、廃棄物の適正管理を徹底するため、「建設業法」の許可対象に「解体工事」及び「解体工事業」の追加を検討されたい。